

## 荏田南四丁目自治会防犯カメラ運用基準

### 1 目的

この運用基準は、防犯カメラの設置及び運用に関し、荏田南四丁目自治会（以下、当自治会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

### 2 定義

- (1) 防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラをいう。
- (2) 画像データとは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

### 3 防犯カメラの設置場所

防犯カメラの設置場所は荏田南四丁目内に設置し、区域内の公道等を撮影範囲とする。

### 4 管理運用委員会の設置

防犯カメラの管理運用を適切に行うため「荏田南四丁目自治会防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

- (1) 管理運用委員会は、当自治会の正副会長を含む役員等で構成する。
- (2) 委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、当自治会会長が担うものとする。
- (3) 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- (4) 管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

### 5 管理運用委員会の責務

防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

### 6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

### 7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

#### (1) 防犯カメラ等の操作担当者の指定

防犯カメラ及び録画装置の操作を行う操作担当者は、設置及び保守担当会社にこれを一任し、管理運用委員会では操作は行わないものとする。

#### (2) 画像データの保存期間